

◎ 施設使用上の注意事項

- 1 施設内の建造物、樹木等を損傷してはいけません。
- 2 他人に迷惑のかかる行為をしてはいけません。
- 3 施設内における事故等責任は、一切負いません。
- 4 ゴミは各自で持ち帰ってください。
- 5 指定された場所以外への駐車は、他の使用者の迷惑になりますのでご遠慮願います。
- 6 ログハウスの開放時間は、午前9:30から午後4:00までとし、ログハウス内での飲食及び喫煙を禁止いたします。

◎ テント使用上の注意事項

- 1 使用する人は、テント使用申請書を、使用する日の5日前までに森林組合あおりまで提出して下さい。
- 2 管理人に、森林組合あおり発行のテント使用承認書を提示のうえ、テントの引渡しを受けてください。
- 3 原則として、テント使用承認書が無い方にはテントの貸出しはいたしません。
- 4 テントの引渡しは、借りる日の午後4時30分までに受けてください。
- 5 テントを第三者に転貸してはいけません。
- 6 テントの使用を終了したときは、速やかに付属品等を整理のうえ、管理人に返納してください。
- 7 テント(付属品を含む)を破損したり紛失したときは、管理人に届け出てください。
- 8 前7の場合は弁償をしていただくこともあります。
- 9 注意事項を守れないときは、テント使用の承認書を取消すことがあります。
- 10 テント使用をキャンセルするときは、借りる予定の日の午後4時30分までに下記のどちらかへ連絡してください。

森林組合あおり(017)－739－1310 月見野森林公園管理事務所(017)－743－5226

◎ キャンプファイヤーする場合の注意事項

- 1 山火事防止運動強化期間中(融雪後から6月15日まで)のキャンプファイヤーは禁止します。
- 2 キャンプファイヤーに使用する燃料等は持参してください。
- 3 キャンプファイヤーを行う時は、指定された場所で行なってください。
- 4 キャンプファイヤーを行う時は、事前にもよりの消防(筒井分署)への届出書の提出が必要になります。
- 5 届出書の無い場合は、キャンプファイヤーの許可はできません。また、届出書の写しを一部管理人へ提出していただきます。
- 6 届出書の様式については、森林組合あおりHPでダウンロードできます。(PDF)
- 7 消火及び後片付けについては、使用者が責任をもって対応してください。